

キャリアアップ助成金

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

労働者の意欲、能力を向上させ、事業の生産性を高め、優秀な人材を確保するために、ぜひ、この助成金制度をご活用ください。

助成内容

正規雇用等転換コース

※ 正規雇用等とは「正規雇用または無期雇用」をいいます。

正規雇用等に転換または直接雇用（以下、「転換等」という。）する制度を規定し、有期契約労働者等を正規雇用等に転換または直接雇用した場合に助成します。 ※ 下表の（ ）の金額は大企業の場合の金額です。

	対象者1人あたりの通常助成額	対象者1人あたりのH26.3.1～H28.3.31までの助成額	1年度における1事業所あたりの対象者の上限数	対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合の1人あたりの加算額
①有期雇用 →正規雇用	40万円 (30万円)	50万円 (40万円)	15人まで (②の場合は うち10名まで)	10万円
②有期雇用 →無期雇用	20万円 (15万円)	—		5万円
③無期雇用 →正規雇用	20万円 (15万円)	30万円 (25万円)		5万円

※ 平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間に、派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用した場合、1人あたり30万円を加算しません（加算額は中小、大企業ともに同額）。

多様な正社員コース

① 勤務地限定正社員制度または職務限定正社員制度を新たに規定し適用した場合
② 有期契約労働者等を勤務地限定正社員、職務限定正社員または短時間正社員に転換または直接雇用した場合
③ 正規雇用労働者を短時間正社員に転換または短時間正社員を新たに雇い入れた場合
① 1事業所あたり40万円（30万円） <1事業所1回のみ>
※ 平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間に、派遣労働者を派遣先で、勤務地限定正社員、職務限定正社員または短時間正社員として直接雇用した場合、1人あたり15万円を加算（加算額は中小、大企業ともに同額）。
② 1人あたり20万円（15万円） <短時間労働者の週所定労働時間延長コースと合わせて、1年度1事業所あたり10人まで>
※ 平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間に、転換または直接雇用した場合、1人あたり30万円（25万円）。
※ 平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間に、派遣労働者を派遣先で、勤務地限定正社員、職務限定正社員または短時間正社員として直接雇用した場合、1人あたり15万円を加算（加算額は中小、大企業ともに同額）。
③ 1人あたり20万円（15万円） <短時間労働者の週所定労働時間延長コースと合わせて、1年度1事業所あたり10人まで>
※ ①～③について母子家庭の母等を転換等した場合、1人あたり10万円加算（加算額は中小企業・大企業とも同額）。

人材育成コース

有期契約労働者等に次の訓練を行った場合に助成します。

- ①一般職業訓練（実施期間が1年以内の職業訓練）（Off-JT）
- ②有期実習型訓練（「ジョブ・カード」を活用しOff-JTとOJTを組み合わせて実施する3～6か月の職業訓練）
- ③中長期的キャリア形成訓練（厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練）（Off-JT）
- ④育児休業中訓練（Off-JT）

●Off-JT分の支給額 ※（ ）の金額は大企業の場合の金額です。

賃金助成 **1人1時間あたり800円（500円）**

経費助成 1人あたりOff-JTの訓練時間数に応じた右表の額

※ 育児休業中訓練は経費助成のみ

●OJT分の支給額 ※（ ）の金額は大企業の場合の金額です。

実施助成 **1人1時間あたり800円（700円）**

※ 1年度における1事業所あたりの支給限度額は500万円です。

	一般・有期実習型・育児休業中訓練	中長期的キャリア形成訓練
100時間未満	10万円（7万円）	15万円（10万円）
100時間以上 200時間未満	20万円（15万円）	30万円（20万円）
200時間以上	30万円（20万円）	50万円（30万円）

処遇改善コース

すべてまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金テーブル等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成します。

※ 平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間、支給額を増額または要件を緩和しています。

①すべての有期契約労働者等の賃金テーブル等を増額改定した場合 1人あたり3万円（2万円）

②一部の賃金テーブル等を増額改定した場合 1人あたり1.5万円（1万円）

「職務評価」の手法を活用した場合、1事業所あたり20万円（15万円）を加算します。

<1年度1事業所あたり100人まで>

健康管理コース

有期契約労働者等を対象とする「法定外健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上実施した場合に助成します。

1事業所あたり40万円（30万円）<1事業所1回のみ>

短時間労働者の週所定労働時間延長コース

所定労働時間を社会保険の適用基準を満たす労働時間まで延長し、労働者の能力のさらなる活用につなげることを目的として、週所定労働時間が25時間未満の有期契約労働者等の当該労働時間を、30時間以上に延長し、社会保険を適用した場合に助成します。

1人あたり10万円（7.5万円）

<多様な正社員コースの人数と合計し、1年度1事業所あたり10人まで>

助成対象事業主（主な要件）

全コースに共通した、助成対象事業主の要件は以下のとおりです。

- 「雇用保険二事業助成金に係る共通支給要件」（12ページ参照）の要件に該当すること。
- 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- 雇用保険適用事業所ごとに、キャリアアップ管理者を置いている事業主であること。
- 雇用保険適用事業所ごとに、対象労働者に対し、キャリアアップ計画を作成し、管轄労働局長の受給資格の認定を受けた事業主であること。
- キャリアアップ計画期間内にキャリアアップに取り組んだ事業主であること。

※ 各コースごとの支給対象事業主の要件については、厚生労働省または沖縄労働局のホームページに掲載しているパンフレットをご覧ください。

手続きの流れ

本助成金を受給しようとする申請事業主は、次の1～2の順に手続きをしてください。

1 キャリアアップ計画の提出

助成金の活用にあたっては、「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン」に沿って、キャリアアップ計画を作成する必要があります。ガイドラインは、厚生労働省ホームページの以下のURLからダウンロードできます。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/dl/gaidelines.pdf

キャリアアップ計画書は、コース実施予定日の1か月前（人材育成コースを活用される場合は、訓練開始予定日の2か月前）までに管轄労働局に提出してください。キャリアアップ計画書の様式および記載例などは、沖縄労働局のホームページの以下のURLよりダウンロードできます。

http://okinawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/kakushu_joseikin/tetsuzuki/_103857/_119926.html

人材育成コースについては、キャリアアップ計画の確認後、訓練開始予定日の1か月前までに訓練計画届を作成し、管轄労働局に提出（キャリアアップ計画書の提出時と同時提出可）してください。

2 支給申請

基準日の翌日から起算して2か月以内に、支給申請書に必要な書類を添えて管轄労働局に提出してください。「支給申請書」等の様式は沖縄労働局のホームページよりダウンロードできます。

コース名	基準日
①正規雇用等転換コース	転換等後、6か月分の賃金を支払った日
②多様な正社員コース	転換等後、6か月分の賃金を支払った日
③人材育成コース	職業訓練計画実施期間の終了した日
④処遇改善コース	賃金テーブル等の増額改定後、6か月分の賃金を支払った日
⑤健康管理コース	延べ4人以上受診させた日
⑥短時間労働者の週所定労働時間延長コース	所定労働時間を延長した後、6か月分の賃金を支払った日

